大規模小売店舗の立地に関するガイドライン

平成19年7月

香 川 県

目 次

第1		策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第 2	2	大規模小売店舗の適正立地に関する基本的な考え方・・・・・	Р3
1		適正立地の必要性	
2		基本的な方向	
3		適正立地を実現するための方策	
第3	3	地域づくりの推進のための取組	
1		地域づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
(1) 地域づくりとは	
(2	り地域づくり推進の必要性	
(3) 地域づくりの推進により目指すべき方向	
(4	-) 事業者に求められる「地域づくり」への参画	
2		具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
(1) 対象施設	
(2	2)出店計画書の届出	
(3	3)説明会の開催	
(4)市町及び住民等の意見	
(5	5)県の意見等	
(6	う)地域貢献計画書の届出	
(7	')地域貢献の実施	
第4	ļ.	地域貢献活動の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
第5	5	推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22
第6	5	施行時期等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22
	_	[届出様式] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23
		(地域貢献活動事例一覧)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
		?(事前届出制度の手続きの流れ) ・・・・・・・・・・・・・・ ・神域電献計画等の届出先、ガイドラインに関する問合せ先 ・・・・・	P 33

第1 策定にあたって

近年、モータリゼーションの進展や道路網の整備等に伴い、郊外居住、事業所や大規模小売店舗等の郊外立地が進み、都市機能(居住機能、公共公益機能、業務機能、商業機能等)が郊外へ拡散する傾向にあり、中心市街地の衰退、空洞化は深刻な状況にあります。加えて、中心商店街を含めた地域商業の衰退も進んでいます。

また、今後の人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進展に向けて「コンパクトなまちづくり」への方向転換が求められており、平成 18 年 5 月には、まちづくり三法(都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法)のうち、都市計画法と中心市街地活性化法が改正され、様々な都市機能の市街地集約(郊外開発へのブレーキ)と中心市街地のにぎわい回復(中心地再生に向けてのアクセル)を車の両輪として、新たな取組を行っていくことになりました。

本県においては、他県にも増して、ここ数年、大規模小売店舗の郊外での出店が急速に増加しています。また、その規模も床面積が1万㎡を超えるような大規模な商業施設の出店が見られ、人口一人当たりの小売商業店舗の売場面積は全国第二位のオーバーストア状況になっており、中心市街地を始め、地域全体に対して様々な影響を与えています。

このような中、大規模小売店舗立地法第13条の規定により商業調整を行うことは制度上できませんが、本県の現状を踏まえると、法の趣旨に照らし合理的な範囲内で何らかの方策をとるべきとの考えから、昨年7月に「香川県広域まちづくり商業振興検討委員会」を設置して、今後の大規模小売店舗の立地のあり方や中心市街地の活性化策について、本県の実情や県民や商業者へのアンケート調査を実施し、幅広く検討を行ってきました。

先般の検討委員会からの提言においては、大規模小売店舗の立地のあり方に関して、「今後の人口減少・高齢社会を見据えて、持続可能な地域経営の観点から、本県においても、望ましい都市構造として、様々な都市機能が集積した集約型都市構造への転換を図るべきである。その実現のためには、都市機能の一部である商業機能としての大規模小売店舗の立地についても、適正な場所に誘導していくことが必要であり、県と市町との役割分担を明確にした早急な取組が必要である。」との指摘をいただいており、その中で県と市町の役割については、「県においては、床面積が1万㎡を超えるような大規模な商業施設については、広域的な影響を与えるおそれのある場所等への立地を抑制するなど、関係部局の連携により、早期に対応することが必要である。」「市町においては、その責務として、床面積が1万㎡以下の規模の小売店舗についても、各地域における都市機能の集積を促進する拠点(集約拠点)へ適正な誘導が図られるよう、立地のあり方を検討する必要がある。」とされております。

このようなことから、本県では、大規模小売店舗の適正立地と地域づくりの推進の双方を車の両輪として一体的に早期に取り組むことが重要であり、ここに「大規模小売店舗の立地に関するガイドライン」を策定することとしました。

第2 大規模小売店舗の適正立地に関する基本的な考え方

1 適正立地の必要性

モータリゼーションの進展等を背景として、都市機能の無秩序な郊外への拡散が進行する中、高齢者等の生活利便性の低下、環境負荷の増大、優良農地の壊廃、行政負担の増加、行政サービス効率の低下など様々な問題が生じています。特に、広域都市機能(提供するサービスの対象者が広域にわたり、複数の都市から多くの来訪者を招くもの)が、都市基盤施設の整備されていない郊外等に立地することで様々な社会的・経済的な問題が生じており、その対応が求められています。

都市機能は社会生活を営む上で必要不可欠であり、本格化する人口の減少や少子・超高齢化の進展に配意し、将来において望ましい都市構造を明確にしたうえで、適正な場所に誘導を図る必要があります。

2 基本的な方向

今後の人口減少・高齢社会を見据えて、持続可能な地域経営の観点から、本県の実情にあった都市構造として、都市の既存ストックを活用した集約型都市構造が望ましいと考えます。その集約型都市構造の実現のためには、広域都市機能の一つである床面積が1万㎡を超える特に規模の大きい大規模小売店舗について、その規模ゆえに、その影響が広範囲に、またその度合いが高いことから、農業振興地域等新たな社会負担などが生じるおそれのある場所への立地を抑制し、適正な場所に立地誘導を行う必要があり、県と市町のそれぞれの役割を明確にし、関係部署の連携のもと、早急に対応する必要があります。

県としては、その誘導すべき適正な場所として、人口減少・高齢社会における生活利便性の確保、行政コストの抑制、環境保全などの観点から既存の都市ストックの状況や将来の計画の見込みを考慮して、都市機能の集積維持と更なる集積を促進する集約拠点の位置付けが必要であると考えます。なお、これは商業調整を目的としたものではありません。

誘導すべき集約拠点は、基本的に次の要件に該当する地域と考えられます。

一定の人口及び都市機能の集積があり、更なる集積が見込まれること。

都市機能の更なる集積を受け入れる優良な都市ストックが確保されている(又は見込まれる)こと。

多様な都市機能の集積に対応可能なインフラ等の基盤が整備されている(又は見込まれる)こと。

公共交通ネットワークが機能し、自動車利用者以外のアクセシビリティが確保されて

いる(又は確保される予定にある)こと。

3 適正立地を実現するための方策

県は、改正都市計画法の全面施行を目途に、「2 基本的な方向」を踏まえて、床面積が 1万㎡を超える特に規模の大きい大規模小売店舗の適正立地を判断するための基準を定める ことにしています。また、都市計画区域マスタープランを見直し、都市構造の目標その他の 方針を明らかにするとともに、大規模小売店舗をはじめとする都市機能の集積を誘導する地 域の位置づけなどを行い、地域内への立地を誘導するとともに、それ以外の地域では抑制す ることにより、適正立地を図ります。

具体的な場所(集約拠点)への立地誘導は、都市計画法をはじめとした関係法令等による ゾーニングによる土地利用規制や、農業振興地域の整備に関する法律の厳格な運用で対応を 図ります。

また、ゾーニングによる土地利用規制については、関係市町から意見聴取するなど広域調整を行い、大規模小売店舗の適正立地を判断するための基準に基づいて、広域的な観点から適切に判断します。

市町に対しては、都市計画法の諸制度の積極的、効果的な運用が図られるように必要な助 言を行います。

市町においては、県が策定する都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針)を策定するとともに、用途地域の変更や特別用途地区・特定用途制限地域の指定などゾーニングの活用を適切に行っていくことが必要です。

第3 地域づくりの推進のための取組

1 地域づくりの推進

(1)地域づくりとは

「地域づくり」とは、地域の特徴や個性を活かしながら、安全で快適な誰もが暮らしやすい生活を将来にわたって続けていける地域を造っていくために、住民、行政、事業者等の地域を構成する様々な主体が、ともに主体的に参画し、協働して、地域で抱えている課題を解決していく活動をいいます。

(2)地域づくり推進の必要性

地域社会では、今後、人口減少・高齢社会が到来しようとしている中で、産業の振興、雇用の確保といった地域経済の活性化や防犯・防災対策の充実といった安全・安心なまちづく りの推進など、取り組むべき様々な課題を抱えています。

これらの課題に対処するため、住民、行政、事業者等がそれぞれの立場で役割を果たすとともに、ともに協働して、真に豊かな地域コミュニティの構築に向けて、地域づくりを推進することが必要です。

(3)地域づくりの推進により目指すべき方向

具体的には、次のような方向を目指します。

誰もが暮らしやすく、持続可能なまちづくりの推進

人口減少・高齢社会に対応するため、高齢者を含めた多くの人にとっての生活利便性の確保や行政コストの抑制、環境保全、更には持続可能な地域経営の観点から、誰もが暮らしやすく、持続可能なまちづくりを推進していきます。

まちのにぎわい回復

県民が求める、誰もが住みたくなる(訪れたくなる)まちづくりを目指して、地域を特徴づけ、「まちの顔」となっているまちの中心部のにぎわい回復を図っていきます。

地域コミュニティの再生・維持

地域コミュニティは、まちの機能の維持に必要不可欠であり、まちづくりの基盤となる ものであることから、地域住民や来訪者にとっての快適性や利便性の向上、ひいてはまち 全体の魅力を向上させるため、地域コミュニティの再生・維持を図っていきます。

(4) 事業者に求められる「地域づくり」への参画

大規模小売店舗は、地域密着型産業である小売業という事業特性から地域住民等と深い関わりを持ち、地域のまちづくりや住民の生活環境などに与える影響が大きいものとなっています。特に、規模の大きい店舗については、複数の市町に商圏が及び、広域的に大きな影響を与えています。

地域社会の中で継続して事業を行う大規模小売店舗は、中長期的な視野に立ち、地域に根付いた店舗を目指すべきであり、地域コミュニティの重要な一員としての「責任と自覚」を 十分に認識したうえで、地域社会との共生を図ることが必要です。

そのためには、大規模小売店舗は、地域づくりに積極的に参画し、地域の商業者をはじめ、 関係する市町や地域住民等との十分なコミュニケーションや連携を図り、自主的かつ積極的 な地域貢献活動に取り組むことが重要です。

県では、地域づくりを推進するにあたって、大規模小売店舗に期待されるであろう取組を「第4 地域貢献活動事例」として整理しました。

2 具体的な取組内容

県においては、広域的に様々な影響を与えるおそれのある床面積が1万㎡を超える大規模 小売店舗について、本ガイドラインを効果的に運用することで、地域づくりを推進する観点 から、次の事項を念頭に置き、まちづくりの主体である市町及び地域住民等との対話の推進 や事業者による地域貢献活動を促進するための環境づくりを積極的に行います。

事業者が早期に出店計画を明らかにし、関係市町及びその住民等が十分に意見交換できるような環境を整備する。

関係市町及びその住民等からの意見聴取や、事業者に対して意見を述べることなど、県は、適切な関与を行う。

対象施設を特定大規模小売店舗とし、既存店舗にも地域貢献活動を求める。

地域貢献活動の内容を網羅的に明示し、事業者に対しては、特に、撤退時の対応や地域づ くりへの積極的な協力を求める。

地域貢献活動の実効性を担保するため、県は、地域貢献活動やその実施状況を公表する。

また、市町においては、この取組に協力するとともに、本ガイドラインの事前届出制度の対象とならない1万㎡以下の大規模小売店舗については、地域の実情に応じて、ガイドラインを策定するなど、地域づくりの推進に努めることが必要です。

県においては、市町の取組に対して、積極的な情報提供、助言など必要な協力を行います。

(1)対象施設

特定大規模小売店舗を新設する者及び増床により新たに特定大規模小売店舗となる店舗の 設置者並びに本ガイドラインの施行日に現に設置されている特定大規模小売店舗とします。

「特定大規模小売店舗」とは、・・・

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が1千㎡を超える小売店舗。以下、単に「大規模小売店舗」という。)であり、かつ、店舗、映画館、飲食店、遊技場等の集客施設であって、当該建築物の床面積(駐車場、駐輪場を除く。)が1万㎡を超えるものをいいます。

なお、複数の集客施設を併設し、公道等により施設敷地が分割される場合でも、一体的な開発と見なされるものは、それらの施設の合計の床面積によります。

今後の社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、対象施設の見直しを行うこととします。

(2)出店計画書の届出

特定大規模小売店舗を新設する者及び増床により新たに特定大規模小売店舗となる店舗の設置者は、あらかじめ、必要事項を記載した「出店計画書」(別記第1号様式)を、開店予定日の1年前までに知事に届け出てください。なお、次の法令の規定による許認可等の申請その他の手続きの事前協議が必要な場合には、その協議の開始前にできるだけ早期に届出を行ってください。

- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為 の許可の申請
- ・農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可の申請
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する申請
- ・大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の新設に関する届 出及び第6条第2項の規定に基づく変更の届出

出店計画書に記載する事項及び添付する書類は、次のとおりです。

〔記載事項〕

- ・店舗の名称
- ・店舗の所在地
- ・新設・増床の別
- ・店舗の規模 (敷地面積、建築面積、延べ床面積、店舗面積)
- ・店舗の概要(テナントの状況、構造・階層、営業時間)
- ・集客予定市町
- ・出店までのスケジュール(建築着工年月日、開店年月日)

[添付書類]

- ・関係図面(広域・周辺見取図、建物配置図・平面図、施設概要図など)
- ・地域貢献計画概要書(作成可能な場合)
- ・その他参考となる資料

知事は、「出店計画書」の届出があったときは、届出からおおむね2週間以内に県において閲覧に供するとともに、県のホームページにより公表します。

(3)説明会の開催

届出者は、届出から2か月以内に、立地市町において「出店計画書」の概要を周知するための説明会を開催してください。

届出者は、住民等からの要望などにより知事が必要と認めるときは、届出から2か月以内 に、集客を見込んでいる周辺市町においても説明会を開催してください。

届出者は、説明会を開催するときは、開催日時及び場所、周知方法等について関係市町(立地市町及び説明会を開催する周辺市町をいう。以下同じ。)と十分に協議のうえ、実施してください。

〔開催日時及び場所、周知方法等〕

【開催日時及び場所】

参加者の利便性を考慮し、次の点に留意してください。

- ・平日の夕方以降や土曜日・日曜日の昼間など、参加しやすい日時に行うこと。
- ・地域の住民等の多くが参加できるような場所で行うこと。

・原則 1 回の開催とするが、多数の参加者が見込まれる場合などには、複数回に分けて行うこと。

【周知方法】

公示 (新聞、チラシ等)により周知してください。また、これに併せて、市町や商工 団体など、相手方が特定できる場合は、個別に行ってください。

【個別周知先(例示)】

個別に周知すべきと考えられる周知先の例は、次のとおりです。

- ・立地市町及び周辺市町
- ・上記市町の区域をその地区とする商工会議所、商工会等の商工団体やまちづくり団体
- ・立地場所周辺の自治会、学校など

届出者は、説明会を開催する2週間前までに、「説明会実施計画書」(別記第2号様式) を知事に提出してください。

届出者は、説明会を開催したときは、速やかに「説明会実施報告書」(別記第3号様式) を知事に提出してください。

知事は、届出者から「説明会実施報告書」の提出があったときには、速やかに県ホームページにより公表します。

(4)市町及び住民等の意見

関係市町及びその住民等(当該市町の区域内に居住する者、当該市町において事業活動を行う者及び当該市町に存する団体をいう。以下同じ。)は、出店計画書の概要の公表があった日から3か月以内に、地域づくりの推進の見地から、知事に「出店計画書に係る意見書」(別記第4号様式)を提出することができます。

なお、関係市町の住民等からの意見の提出は、関係市町を経由して行ってください。

関係市町及びその住民等は、意見を述べようとするときは、次の事項を勘案してください。

・大規模小売店舗立地法第13条の規定により、地方公共団体による地域的な商業の需給 調整を行うことが禁止されていること。

知事は、関係市町及びその住民等から意見書の提出があったときは、意見書を提出できる 期間が終了してからおおむね2週間以内に、意見書の内容を県ホームページにより公表しま す。

(5)県の意見等

知事は、関係市町及びその住民等の意見を勘案して、地域づくりの推進の見地から、届出 のあった日から4か月以内に、届出者に対して、出店計画書についての意見を述べることが できます。

知事は、届出者に意見を述べたときは、速やかに意見の内容を県ホームページにより公表 します。

届出者は、県の意見への対応について、県からの意見を受け取ってから2週間以内に「意見対応報告書」(別記第5号様式)を知事に提出してください。

知事は、「意見対応報告書」の提出があったときは、速やかに県ホームページにより公表 します。

(6)地域貢献計画書の届出

特定大規模小売店舗を新設する者及び増床により新たに特定大規模小売店舗となる店舗の設置者並びに本ガイドラインの施行日に現に設置されている特定大規模小売店舗(以下「既存特定大規模小売店舗」という。)の設置者は、「地域貢献計画書」(別記第6号様式)を、新設又は増床の場合にあっては開店予定日の4か月前までに、既存店舗の場合にあっては本ガイドラインの施行日から5か月以内に、知事に届け出てください。

地域貢献計画書の作成に当たっては、市町、住民等、県の意見を聴くこととし、それらの意見に配慮して作成してください。地域貢献計画書には、次の事項を記載してください。

- ・店舗の名称
- ・店舗の所在地
- ・店舗の規模(敷地面積、建築面積、延べ床面積、店舗面積)
- ・店舗の概要(テナントの状況、構造・階層、営業時間)
- ・集客(予定)市町
- ・地域貢献計画
- ・地域貢献担当窓口

地域貢献計画は、営業年度ごとに作成し、継続的に地域貢献活動を実施するため、次期の「地域貢献計画書」については、当該年度の末日の3か月前までに届け出てください。

知事は、「地域貢献計画書」の提出があったときは、おおむね2週間以内に県のホームページにより公表します。

地域貢献活動の実施状況は、「地域貢献実施状況報告書」(別記第7号様式)を毎営業年度終了後1か月以内に知事に提出してください。

知事は、「地域貢献実施状況報告書」の提出があったときは、おおむね2週間以内に県のホームページにより公表します。

(7)地域貢献の実施

「地域貢献計画書」を知事に届け出るべき者は、地域の実情に即した地域貢献が行われるよう、関係市町や商工団体、自治会など関係者による意見交換の場として地域貢献に関する協議会を設置してください。

協議会の構成員については、関係市町等と協議のうえ、選任してください。

〔協議会の構成〕

協議会の構成員と考えられる者を、次のとおり例示します。

- ・立地市町及び周辺市町
- ・上記市町の区域をその地区とする商工会議所、商工会等の商工団体やまちづくり団体
- ・立地場所周辺の自治会、学校など

協議会は、開店後に設置し、協議会の構成員の協議に基づき、できるだけ継続して開催してください。なお、少なくとも年1回は開催してください。

協議会の開催状況は、「地域貢献実施状況報告書」に記載し、知事に報告してください。

関係市町及びその住民等からの意見・要望や相談等に対応するため、地域貢献に関する担

当窓口を設置し、店舗内に責任者の氏名、連絡先等を掲示するとともに、「地域貢献計画書」に記載し、知事に届け出てください。

第4 地域貢献活動の事例

県が大規模小売店舗に期待する地域貢献活動の事例を次のとおり示しております。本ガイドラインの事前届出制度の対象となる特定大規模小売店舗のみならず、全ての大規模小売店舗に対して、地域の実情に合った、自主的かつ積極的な取組をお願いするものです。

1 地域づくりの取組

(1)市町が進める地域づくりへの協力

中心市街地の活性化や地域振興など、市町が進める地域づくりの取組への協力

(2)地域づくりに取り組む団体への協力

地域づくりに取り組む諸団体(ボランティア団体、NPO等)の活動への参加、活動場所の提供等の協力

(3)地域コミュニティ(自治会、老人会、婦人会、青年団、子ども会等の地縁組織)への協力

地域コミュニティが実施する地域の祭り、伝統行事、地域イベント等の各種行事への参加・ 協力

地域コミュニティの活動や地域住民が交流を深めることができる場所の提供等

(4)従業員の社会貢献活動の促進

社会貢献活動を促進する社内制度(マッチングギフト制度など)の整備、ボランティア休暇制度の整備及び取得の促進

() マッチングギフト制度とは、社員と社員が勤務する企業(団体など)が、一体となって共同で行う社会貢献の手法。社員が自発的に行った寄付に対して社員が勤務する企業も上乗せして寄付を行ったり、社員のボランティア活動に対して企業が資材を提供するタイプなどがある。いずれの場合にも企業が協力することにより、社員の社会貢献意欲を一層高める効果があり、社員の意思を尊重しながら、企業の社会的責任を果たす機会となる。(NPO法人ジャパンウェイのHPから引用)

(5)地域住民等(市町、地域づくり団体、地域コミュニティ等)との協定の締結

地域の実情に応じた、地域住民等との地域貢献に関する協定の締結の推進

2 地域産業活性化の推進

(1)地域商業者との連携

施設の設置者、テナント事業者の商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入 近隣商店街が実施する共同売出し等のイベントへの参加・協力 商店街の店舗運営等に必要なノウハウを有する人材の紹介、情報提供等

(2)地域及び県内事業者が行う商品開発等への支援

地域及び県内事業者が行う商品開発、販路開拓等に対する支援 チャレンジショップの提供

(3)地域及び県内事業者との取引促進等

地域及び県内事業者との取引促進 地域及び県内事業者のテナント入居の促進

(4)観光振興への協力

空港利用者増加のための就航路線利用券の活用協力 観光地やイベントなどの情報発信コーナーの設置 イベントへの参加、会場の提供等

(5) 県産品の普及への協力

県産品コーナーの設置等による積極的な県産品の販売、県内外向けPR活動に対する協力 地産地消協力店への登録

3 地域雇用の確保

(1)地域又は県内からの雇用

従業員の採用に当たっては、地域又は県内からの雇用を優先

(2)安定的雇用

従業員の採用に当たっては、可能な限り正社員として採用し、パートタイマー等の生活との両立がしやすい雇用形態も取りつつ、希望や能力に応じて正社員として採用

(3)女性雇用の促進

母子家庭における母及びDV被害女性等の雇用を優先 結婚や出産・育児により退職した者の再雇用の促進

(4)障害者、高齢者等の雇用・就業の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)を遵守し、障害者雇用を推進 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)を遵守し、高年齢者雇用 を推進

(5)インターンシップの受入れ

地域内での就業者の確保のため、地元の大学、専門学校等からのインターンシップを受入

(6)従業員の職業能力開発の促進

各種資格の取得促進等の職業能力開発を促進 パートタイマー等の非正規従業員を含む従業員の資質向上

(7)仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進

託児所等の設置、短時間勤務制度の導入や育児・介護休業制度活用の促進

|4 安全・安心なまちづくりの推進

(1)災害時の物資・避難場所等の提供

災害時の避難場所や救護場所として駐車場敷地等の提供 災害時の円滑な物資の供給 災害時の業務継続の推進

(2)地域(自主防災組織等)や消防団の活動への参加・協力

自主防災組織が行う防災訓練への参加など、地域の防災対策への積極的な協力 地域の消防団活動への積極的な参加・協力

(3)災害時のポランティア活動への支援

災害時のボランティア活動への支援、従業員のボランティア派遣

(4)防犯環境の整備

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例(平成 17 年香川県条例第 52 号)に基づく、各種犯罪の抑止に配慮した構造設備等を有する店舗・駐車場の整備

(5)深夜営業時等の防犯・青少年非行防止対策の実施

深夜営業時の青少年への声かけ等、深夜営業時の警備強化、深夜営業の自粛 営業時間外の駐車場出入口の施錠や駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回

(6)万引き防止等防犯対策の実施

見通しを確保した商品陳列や防犯カメラの設置、警備員の巡回 駐車場、荷さばき施設などの人通りが少ない場所での適切な照明の設置、警備員の巡回及 び防犯カメラの設置

(7)緊急通報体制等の確立

事件事故発生時の警察への通報要領や避難誘導措置等の緊急通報体制の確立 警察官立寄所制度を活用した立寄所の設置

(8)交通安全運動等への参加・協力

地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力 店内放送による交通事故防止の啓発 店内への交通安全ポスター等の掲示

(9)交通対策の実施

沿道施設出入箇所への矢印マーク・停止線の設置等の交通安全への配慮 交通状況を踏まえた誘導員の配置や看板の設置など、渋滞対策への配慮 店舗駐車場をパークアンドバスライド又はパークアンドレールライド用駐車場として提供 公共交通機関の利用促進、コミュニティバス運行への協力など、高齢者などすべての人が 歩いて暮らせるまちづくりへの協力

(10) 救命救急への積極的な取組

A E D の設置及び普通救命講習受講への積極的な取組

(11)献血活動等への協力

献血バスの駐車場所の提供と献血への協力 骨髄ドナー登録会の場所の提供

5 環境、アメニティ向上への配慮

(1)地球温暖化対策(大気汚染防止対策)の実施

駐車場でのアイドリングストップ等の取組の促進

公共交通機関の利用促進への協力(来店者に対する公共交通機関利用の呼びかけ、駐輪場の充実等自動車利用の抑制等)

温暖化対策に関する積極的な情報提供や啓発(製品等の省エネ性能の説明、買物袋持参の呼びかけ、温暖化対策普及啓発ポスターの掲示等)

地域の地球温暖化対策活動に積極的に参加

低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等)の導入

(2)新エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策の推進

本県の地域特性を活かした太陽光発電を中心とする新エネルギーの導入 来店者等に対する新エネルギー導入内容等の積極的な情報提供 グリーン電力証書システム等の活用によるイベント等のグリーン化 省エネルギー型設備・機器の導入や省エネルギー行動の実践

(3)環境教育・環境学習への取組

環境講座の開催やこどもエコクラブへの登録など地域住民に環境学習の機会の提供、従業 員への環境教育の取組

(4)環境全般への配慮

環境マネジメントシステムに関する国際的規格である ISO14001 を認証取得するなど、環境 負荷の低減に向けた取組の推進

(5)雑用水利用(節水と水の有効利用)の推進

節水と水の有効利用を図るため、香川県雑用水利用促進指導要綱に基づき、延べ面積が1

万㎡以上(共同住宅部分を除く。)の建築物への雑用水利用施設の設置

(6)水質汚濁防止対策の推進

事業場排水の汚濁負荷量の削減

事業場排水の放流先の河川等の状況を観察し、影響の確認に努めるとともに、河川清掃活動に参加するなど地域の環境保全への配慮

(7)騒音・光害対策の実施

大店立地法(配慮指針)で求められる、騒音問題への一般的対策や騒音低減につながる緑地帯の整備の推進

屋外照明の「光害対策ガイドライン(平成10年3月環境庁)」に準拠したものへの改善 (特に、屋外広告については広範囲に光が漏れ、影響が大きいサーチライトやレーザー等を 原則使用禁止にするとともに、光を点滅したり、動かしたりしないよう配慮)

(8) 廃棄物減量化・リサイクル対策の実施

レジ袋削減、トレイ削減、簡易包装等による廃棄物減量化対策を実施 トレイ、アルミ缶、牛乳パック等の回収と再資源化 食品廃棄物の発生の抑制や肥料・飼料化等の再生利用の促進

(9)環境美化対策の実施

店舗周辺(店舗周辺の公道等)の清掃美化活動を定期的に実施

(10) 緑化の推進

敷地内の緑化の推進 森林保全活動への積極的な参加

(11) アメニティ向上(景観形成、街並みづくり等)への協力

香川県屋外広告物条例(昭和40年香川県条例第18号)の遵守、店舗等の形態意匠や植裁等において地域と調和したより良好な景観形成に協力

道路、公園、街路樹等の維持管理への協力

6 子ども、高齢者、障害者等への配慮

(1)福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり

施設整備に当たり、障害者等の意見を聴く機会を設けるほか、乳幼児連れ向けに託児室や 授乳室を設けるなど誰もが利用しやすい店舗づくり

案内所に手話通訳が可能な職員を配置するなど簡単な介護援助ができるよう従業員の研修 を実施

車椅子用駐車場への一般客の駐車に対して指導するなど、香川県福祉のまちづくり条例(平成8年香川県条例第2号)の趣旨に応じた適切な維持管理を実施

(2)健康づくりの推進

「健康づくり協力店」の登録、健康情報の提供など利用者の健康づくりの応援 行政と連携し、毎月19日の「食育の日」の普及啓発、社会全体で食育推進の機運の醸成が 図られるよう協力

食育に関する体験活動の機会や健康に配慮した商品、メニューの提供等、積極的な食育の 推進の取組

小中学校で行われている食育応援団への参加

地域で行われるスポーツ大会、レクリエーション活動等の各種行事への参加・協力 スポーツ競技やレクリエーション団体、地域のスポーツクラブ等の活動に対する協力・支

援

地域スポーツ活動、健康・体力づくり活動への積極的参加を啓発・促進

(3)子育てへの支援

赤ちゃんルーム、子ども用トイレ、キッズコーナー、託児室等の設置、ベビーカーが通行 しやすい店内配置

子ども連れや妊婦による利用をサポートするための従業員研修の実施

子ども連れや妊婦への割引サービス等の実施

「かがわ子育て家庭応援企業」への参加

(4)障害者・高齢者等に配慮した取組

地域の福祉団体と連携したイベント開催等への配慮

「福祉の店」など授産施設の商品を販売する機会の提供

障害者施設・作業所が主催する授産製品の展示会の開催への配慮、定期的に商品を販売する機会の提供

障害者施策の啓発のためのスペースの提供への配慮 障害者・高齢者が優先的に駐車できる駐車スペースの確保

(5)子どもたちの健全育成への支援

働くことへの関心や意欲を含め、若者の職業人としての基本的資質・能力を高めるため、 職場体験活動やインターンシップを充実

小学生の社会見学や中学生の体験学習を受入れ

地域の特別支援学校()からの申し出に応じて、就業体験学習や現場実習の場を提供特別支援学校の児童・生徒が制作した作品の展示会や商品の販売への協力

学校の運動部や地域のスポーツ少年団の活性化に向けた学校・地域との連携

() 特別支援学校とは、障害のある子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育を行うとともに、 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを 目的とする学校(いわゆる盲学校・聾学校・養護学校)

(6) 文化振興への支援

広く県民が活用できるギャラリースペースの設置

小学生等を対象とした絵画教室、陶芸教室など、文化芸術に関するワークショップの実施

7 撤退時の対応

(1)早期の情報提供

撤退やその後の対応策について、可能な限り早期に地域住民、県及び市町等への十分な情報提供

(2)従業員の雇用の確保

他の企業や関係機関等と連携し、離職者の再就職や配置転換が円滑に進むよう十分に努力

(3)後継店の早期確保

失業者の発生や地域住民の買い物の利便性が損なわれないよう、設置者とテナントが協力 し、後継店を早期に確保

(4)取引先企業に対する対応

取引先企業の経営の悪化を回避するため、店舗閉鎖情報の早期提供や後継店に紹介

(5)店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

店舗閉鎖の場合、建物の管理を徹底し、環境悪化を引き起こさないよう努力

(6)再利用可能な建物の建築

建物を建築する際には、撤退後の再利用に留意

第5章 推進体制

(1)県と市町等との連携

県は、市町及び関係団体等と連携を図り、本ガイドラインの効果的な運用を行います。

(2)庁内体制の整備

県は、広域まちづくり連絡会議 (庁内各部局によるまちづくりの推進に関する横断的な連絡 会議)を設置し、本ガイドラインの効果的な運用を行います。

第6章 施行時期等

本ガイドラインは、平成19年7月31日から施行します。

なお、平成19年11月29日までに大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく新設届出がなされた特定大規模小売店舗については、既存特定大規模小売店舗として取り扱います。

- ・届出様式一覧(別記)
- ・地域貢献活動事例一覧(別表1)
- ・事前届出制度の流れ(別表2)
- ・出店計画・地域貢献計画等の届出先、ガイドラインに関する問合せ先

出店計画書

年 月 日

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	店舗の名称	
2	店舗の所在地	
3	届出の区分	新設 · 増床
4	店舗の規模	
	(1)敷地面積	
	(2)建築面積	
	(3)延べ床面積	(1)
	(3)延八水田慎	〔うち、集客施設の用途に供する部分の床面積 m²〕
	(4)店舗面積	(2)
5	店舗の概要	
	(1)テナントの状況	〔核となる事業者〕
		〔その他の事業者〕
	(2)構造・階層	
	(3)営業時間	
6	集客予定市町	別添〔集客予定の範囲を記した図面〕
7	出店までの	〔建築着工年月日〕
	スケジュール	〔開店年月日〕
8	地域貢献計画の概要	(3)
	·	

- 1 複数の集客施設を併設し、公道等により施設敷地が分割される場合でも、一体的な開発と見なされるものは、それらの施設の合計の床面積を記載してください。
- 2 小売店舗の用途に供される床面積を記載してください。
- 3 貴社の地域貢献に対する基本理念、これまでの実績、計画する内容の概要を記載してください。 なお、具体的な取組内容がまとまっている場合は、別記第6号(別紙)様式を参考に概要書を作成し、 出店計画書に添付してください。

- ・関係図面(広域・周辺見取図、建物配置図・平面図、施設概要図など)
- ・地域貢献計画概要書(作成可能な場合)
- ・その他参考となる資料

説明会実施計画書

年 月 日

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1	店舗の名称	
2	店舗の所在地	
3	実施計画の概要(1)
	(1)開催日時	
	(2)開催場所 (会場名、所在地)	
	(3)周知範囲及び 周知方法(2)	
	(4)個別周知先	

- 1 説明会を複数回実施する場合は、別紙又は行を追加することにより記載してください。
- 2 掲載又はチラシ折込を行う新聞名、部数、周知率(世帯数に対する配布率)について記載してください。

- ・周知範囲、周知率(世帯数に対する配布率)の算出根拠を示す資料
- ・説明会で使用する予定の説明資料
- ・説明会の開催広告を行う予定の新聞掲載(案)又は折込チラシ(案)など

説明会実施報告書

年 月 日

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	店舗の名称	
2	店舗の所在地	
3	実施状況の概要(1)
	(1)開催日時	
	(2)開催場所 (会場名、所在地)	
	(3)出席者	〔開催者(職名・氏名等)〕
	(5)四师日	〔参加者〕 総人数 名 (2)
	(4)開催概要	
	(5)質疑応答の内容	
	(6)その他	

- 1 説明会を複数回実施する場合は、別紙又は行を追加することにより記載してください。
- 2 参加者欄には、総人数とともに、参加者の所属団体等の内訳の人数についても記載してください。

- ・説明会での配付資料
- ・説明会出席者名簿
- ・説明会の実施状況を示す写真
- ・説明会の開催広告を行った新聞紙又は折込チラシ等(写しでも可)
- ・その他参考となる資料

出店計画書に係る意見書

年 月 日

香川県知事 あて

(市町の場合) 市 町 長

(住民等の場合) 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1	店舗の名称	
2	店舗の所在地	
3	届出年月日	
4	出店計画書の内容につ	いての地域づくり推進の見地からの意見及び理由
	意見	
	理由	

意見対応報告書

年 月 日

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、 年 月 日付け第 号で通知のあった出店計画書に係る意見に対する対応について、下記のとおり報告します。

記

1	店舗の名称	
2	店舗の所在地	
3	届出年月日	
4	県の意見についての対	応及びその理由
	県の意見	
	対応の内容	
	対応の理由	

地域貢献計画書

年 月 日

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

		<u> </u>	_
1	店舗の名称		
2	店舗の所在地		
3	店舗の規模		
	(1)敷地面積		
	(2)建築面積		
	/2)なが広売徒	(1)	
	(3)延べ床面積	[うち、集客施設の用途に供する部分の床面積 m²]	
	(4)店舗面積	(2)	
4	店舗の概要		
	(4) = ±>.1	〔核となる事業者〕	
	(1)テナントの状況	〔その他の事業者〕	
	(2)構造・階層		
	(3)営業時間		
5	集客(予定)市町	別添〔集客(予定)の範囲を記した図面〕	
6	地域貢献活動の期間 (営業年度)	年月日~年月日	
_			
7	地域貢献計画	別紙のとおり	
		部署名	
8	地域貢献担当窓口	担当者(職名・氏名等)	
0	地域貝脉坦当总口	電話番号、FAX番号	
		Eメールアドレス	
			_

- 1 複数の集客施設を併設し、公道等により施設敷地が分割される場合で、一体的な施設とみなされる ものは、それらの施設の合計の床面積を記載してください。2 小売店舗の用途に供される床面積を記載してください。

- ・関係図面(広域・周辺見取図、建物配置図・平面図、施設概要図など)
- ・その他参考となる資料

別紙(地域貢献計画)

項目	及び細目(3)	計 画 内 容	実施時期	目標値(4)
1				
2				
3				

³ 項目及び細目は、ガイドライン第4(別表1【地域貢献活動事例一覧】)から選択して、記載してください。なお、同表に記載のない取組は、適宜追加してください。

- 4 目標値は、設定可能なものについてできる限り記載してください。
- 5 行が不足する場合は、適宜追加してください。

地域貢献実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	店舗の名称							
2	店舗の所在地							
3	地域貢献活動の期間 (営業年度)	年 月	日	~	年	月	B	
4	地域貢献の実施状況	別紙のとおり						
5 i	地域貢献に関する協 議会の開催状況	別紙のとおり						
	地域貢献担当窓口	部課名						
6		担当者(職名・氏名等)						
ь		電話番号、FAX番号						
		Eメールアドレス						

別紙(地域貢献実施状況)

項目及び細目(1)		実 施 内 容	実施時期	実 績
1				
2	1			
3				

¹ 地域貢献計画書に記載した項目及び細目を記載の上、実施内容、実施時期及び実績を記載してください。また、地域貢献計画書に記載していない取組で、新たに取り組んだものや、地域貢献に関する協議会の開催状況についても記載してください。

² 行が不足する場合は、適宜追加してください。

別表1【地域貢献活動事例一覧】

別衣	1【地域貢献活動	7季例一覧】
	項 目	細
1	地域づくりの取	市町が進める地域づくりへの協力
l '	組組	地域づくりに取り組む団体への協力
	和土	地域コミュニティ(自治会、老人会、婦人会、青年団、子ども会等の地縁組織)への協
		力
		従業員の社会貢献活動の促進
		地域住民等(市町、地域づくり団体、地域コミュニティ等)との協定の締結
2	地域産業活性化	地域商業者との連携
-	の推進	地域及び県内事業者が行う商品開発等への支援
		地域及び県内事業者との取引促進等
		観光振興への協力
		県産品の普及への協力 地域又は県内からの雇用
3	地域雇用の確保	地域又は宗内からの権用 安定的雇用
		女性雇用の促進
		文に雇用の促進 障害者、高齢者等の雇用・就業の促進
		インターンシップの受入れ
		従業員の職業能力開発の促進
		仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進
		※実時の物資・避難提所等の提供
4	安全・安心なまち	地域(自主防災組織等)や消防団の活動への参加・協力
	づくりの推進	災害時のボランティア活動への支援
		防犯環境の整備
		深夜営業時等の防犯・青少年非行防止対策の実施
		万引き防止等防犯対策の実施
		緊急通報体制等の確立
		交通安全運動等への参加・協力
		交通対策の実施
		救命救急への積極的な取組
		献血活動等への協力
5	環境、アメニティ	地球温暖化対策(大気汚染防止対策)の実施
-	向上への配慮	新エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策の推進
		環境教育・環境学習への取組
		環境全般への配慮
		雑用水利用(節水と水の有効利用)の推進
		水質汚濁防止対策の推進 騒音・光害対策の実施
		編目・元吉対泉の美胞 廃棄物減量化・リサイクル対策の実施
		環境美化対策の実施
		緑化の推進
		アメニティ(景観形成、街並みづくり等)への協力
		福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり
6	子ども、高齢者、	健康づくりの推進
	障害者等への配	子育てへの支援
	慮	障害者・高齢者等に配慮した取組
		子どもたちの健全育成への支援
		文化振興への支援
7	撤退時の対応	早期の情報提供
′	ジストントととは、	従業員の雇用の確保
		後継店の早期確保
		取引先企業に対する対応
		店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止
		再利用可能な建物の建築 再利用可能な建物の建築

別表2【事前届出制度の手続きの流れ】

出店計画書の届出(設置者 県)

- ・開店予定日の1年前までに届出、ただし、関係法令による許認可等の事前協議を開始する前など、できるだけ早期に
- ・計画書には、地域貢献に係る基本的事項を記載
- ・届出後、おおむね2週間以内に県において公表

説明会の開催(設置者 地域住民等)

- ・届出日から2か月以内に開催
- ・原則、立地市町、必要に応じて周辺市町でも開催

説明会実施計画書の提出(設置者 県)

・開催日の2週間前までに提出

説明会実施報告書の提出(設置者 県)

- ・説明会開催後、速やかに提出
- ・報告書提出後、速やかに県において公表

市町及び住民等の意見(住民等 市町 県)

- ・計画書公表後、3か月以内に関係市町(立地、周辺)及びその住民等からの意見聴取
- ・提出後、おおむね2週間以内に県において公表

県の意見等(県 設置者)

- ・届出日から4か月以内に県から意見通知
- ・県の意見に対し、届出者から県に2週間以内に対応報告
- ・意見通知、対応報告後、速やかに公表

【意見の判断基準】

- ・地域づくりの推進の観点
- ・関係市町、地域住民等の意見を勘案

広域まちづくり連絡会議

庁内各部局によるまち づくりの推進に関する 横断的連絡会を設置し、 意見集約

地域貢献計画書の届出(設置者 県)

- ・地域貢献に関する関係 (立地、周辺)市町、地域住民等 の意見及び県の意見に配慮
- ・新設又は増床の4か月前までに届出(既存店舗は、ガイドライン施行日から5か月以内に届出)・地域貢献計画は営業年度ごとに作成し、次期計画書は当該年度の末日の3か月前までに届出・届出後、おおむね2週間以内に県において公表



地域貢献の実施(設置者)

地域貢献に関する協議会の設置

- ・開店後に設置、できるだけ継続して開催(少なくとも年1回)
- ・開催状況を地域貢献実施状況報告書に記載し、県に報告

地域貢献に関する担当窓口の設置

・地域貢献計画書に記載し、県に届出

地域貢献実施状況報告書の提出(設置者 県)

- ・毎営業年度の終了後1か月以内に県に提出
- ・提出後、おおむね2週間以内に県において公表

33

< ガイドラインに関する問合せ先 >

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

TEL 087-832-3344(ダイヤルイン)

FAX 087-806-0211